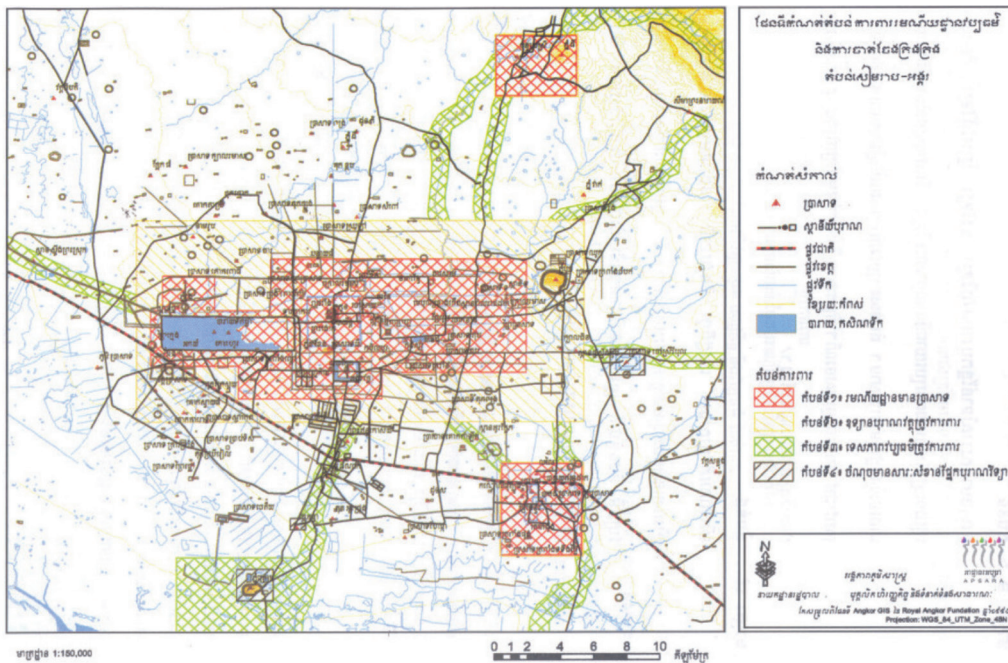


アンコール遺跡周辺の土地に関する占有をめぐる問題
－アンコール遺跡のゾーン1・2－

カンボジア王立法律経済大学非常勤
チア・シュウマイ (CHEA Seavmey)

本稿は、アンコール遺跡の5種類の保護区のうち、ゾーン1とゾーン2を対象として、そこに居住している住民の不法居住問題について紹介するものである。カンボジア政府は、2008年から同問題の解決に努力しているが、2023年現在においても試行錯誤を続けている。本稿では、(1) 法的な問題、(2) 行政上の問題と(3) これまでの解決策を中心に検討する。アンコール地域に関する研究は多数あるが、本稿は、近年における不法居住問題の最新状況を取りまとめたものである。

写真①：アンコール遺跡の保護区の地図 [出典：アプサラ機構]¹



1. はじめに

アンコール地域は生きている遺跡である²。このように表現される理由は、クメール王朝時代の寺院が物理的に存在するだけでなく、現在でも神聖な場所として認識されているからである。千年前の昔から、王様が戦争に行く際に参拝するための場所となって

¹ <https://apsaraauthority.gov.kh/our-work/map-of-protected-areas/>, 2023年11月7日最終閲覧。
² KY Soklim 『Ang Chu Lean: アンコール公園は生きた遺跡』(ភី សុខសីម, នរវិទូ អាំង ជួលានៈ “ឧទ្យានអង្គរជាបេតិកភណ្ឌមានជីវិត”), APSARA National Authority & Thmey Thmey 「アンコールの保護者」(អាជ្ញាធរអប្សរា និងថ្មើរ, អ្នកថែអង្គរ (Diamond Printing, 2022) pp15-22)。[Angkor is a living site] UNESCO Office Phnom Penh & ICC-Angkor, 20 Years of International Cooperation for Conservation and Sustainable Development, 2013, p34.

いた。アンコールワットの中には、参拝のための大きな神様の像が4か所にある。そして、アンコール遺跡の周りには、15世紀の半ばから村が存在していると言われている。その当時から人が住み続けており、様々な寺院の行事等を行っている。これらの行事は、農業に関する行事が多く、例えば、米の栽培に必要な雨が降るよう神様に願う行事が重要とされている。また、現在でも政府の幹部により宗教的な行事が定期的に行われている。そのような人々の信仰を切り離しては、遺跡としての価値が失われることになりかねない³。

アンコール地域は、シェムリアップ州⁴に所在しており、面積401km²にわたり、150以上の寺院がある。これは、写真①の地図で示されているとおり、3つの地域に大別される。バンテアイ・スレイ (Banteay Srei) パーク (地図上部の赤色で囲まれた地域) は20km²、セントラルパーク (地図中央の赤色で囲まれた地域) は351km²、ロリュオス (Roluos) パーク (地図下部の赤色で囲まれた地域) は30km²である。これらの地域の寺院は、それぞれ目的をもって建造されている。海外からの観光客は、1993年には11万8,183人であったが、2017年には505万9,000人となった。2020年から新型コロナによる影響のため、観光客がいない状況となっていたが、2023年には新型コロナによる危機的状況から解放され、今後徐々に観光需要が復活することが見込まれる。

2. 管轄機構

2.1. ICC-Angkor

カンボジアでは、内戦が終結した後、1993年に民主主義による総選挙を実施し、新政府が誕生し、憲法が制定された。しかし、アンコール遺跡は新政府が誕生する前、1992年に世界遺産に登録された⁵。そのため、ユネスコは、国際的な枠組みでこれを管理するため、1993年に International Coordinating Committee-Angkor (アンコール世界遺産国際管理運営委員会。以下「ICC Angkor」という。) を創設し、アンコール遺跡の保護及び開発のための様々な支援を国際的に調整している⁶。ICC Angkor は、国内の APSARA National Authority⁷ (以下「アプサラ機構」という。) をパートナーとし、その役割を担っている。

ICC Angkor は、様々な国や国内・国際機関からの保護及び開発の支援プロジェクトを調整する役割を担い、とりわけ、プロジェクトの実行手続の準備をフォローしている。そのため、シェムリアップ州の現状について常に情報を得る必要がある。ICC

³ SAO Phalnisai 『アンコール遺跡の住民：クラック・ジお爺さんの家族』 (សៅ ផលនីស្ស័យ, “ពលរដ្ឋត្រង់តំបន់អង្គរ៖ គ្រួសារក្រោមគ្រាប់ធញ្ញ”)、APSARA・前掲注2) 69頁。

⁴ シェムリアップ州には、2023年現在で12の市がある。具体的には、Angkor Chum 市、Angkor Thom 市、Banteay Srei 市、Chi Kraeng 市、Kralanh 市、Puok 市、Prasat Bakong 市、Siem Reab 市、Soutre Nikom 市、Srei Snom 市、Svay Leu 市、Varin 市である。州の面積は、10,299km²である。

⁵ その他、カンボジアの世界遺産としては、タイ国境にあるブレア・ヴィヒア寺院 (Preah Vihear Temple Site、2008年ユネスコ登録)、サンボー・プレイ・クック寺院 (Sambor Prei Kuk Temple Site、2017年ユネスコ登録)、コー・ケー寺院 (Koh Ke Temple Site、2023年ユネスコ登録) の3つが挙げられる。

⁶ ICC Angkor の公式ホームページは、<https://icc-angkor.org/> を参照。

⁷ APSARA は、Authority for the Protection and Safeguarding of Angkor and the Region of Angkor を意味している。フランス語の頭文字をとったものであり、伝統的なアプサラの踊りにちなんでいる。

Angkor は、日本及びフランスが共同議長となっており、様々なプロジェクトの申請や技術的な課題に関して、年に2回、定期的に会議を実施している。

2.2. APSARA National Authority (アプサラ機構)

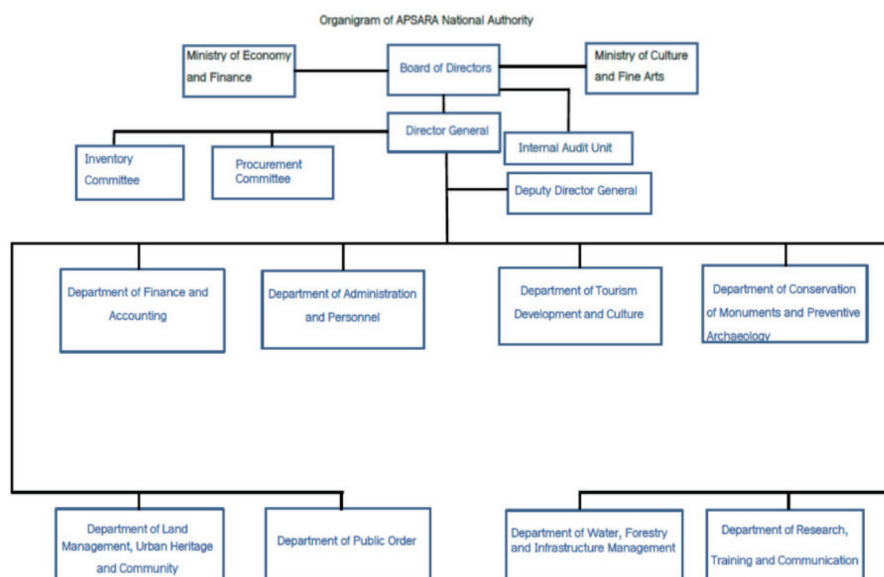
アプサラ機構は、1995年に創設された当時は内閣の下に置かれていた。しかし、2018年からは文化芸術省の指導の下、アンコール遺跡の管理において重要な役割を果たすようになった。

1994年のシェムリアップ・アンコール地域の決定及び管理に関する勅令第2条によれば、写真①で示されるように、世界文化遺産には5つの保護区が設定されている。ゾーン1は、赤色の斜め格子で囲まれた部分で、寺院など最も重要な遺跡が存在する地域であり、最も高い保護が求められる。ゾーン2は、黄色の斜線で囲まれた部分で、考古学的に重要な地域である。地上からは明らかでないことも多いが、ゾーン1の緩衝地帯として位置づけられ、高いレベルの保護が求められる。ゾーン3は、緑色の斜め格子で囲まれた部分で、伝統的な外観や歴史的な建造物等の文化的な景観を保護する地域である。伝統的な生活様式を反映し、文化的な価値に貢献するものとして保護されている。ゾーン4は、黒色の斜線で囲まれた部分で、考古学的・人類学的・歴史的な関心が高い地域である。ゾーン1より保護のレベルが低く、ゾーン2と同程度のレベルで保護されている。ゾーン5は、シェムリアップ・アンコール地域の社会・経済・文化の発展ゾーンである。シェムリアップ州全体を範囲としており、世界文化遺産の環境等に影響を与えないように保護対策を求めている。

2020年の公的行政機関としてのアプサラ機構の設立に関する勅令第3条によれば、アプサラ機構の任務は、次のとおりである。第一に、アンコール遺跡における考古学的な価値、歴史、文化、環境を向上させ、予防、手入れ (care)、保護、管理することである (同条第1項)。第二に、1994年のシェムリアップ・アンコール地域の決定及び管理に関する法律 (以下「1994年アンコール地域管理法」という。) に基づき、5つの地域における持続可能な開発並びに環境、資源、森林、土地及び地質のための自然資源の管理及び計画を立てることである (同条第2項)。第三に、アンコール実行原則並びにアンコール遺跡のインフラ (考古資源システム、考古道路及び考古遺産) の価値及び修復について学習することである (同条第3項)。第四に、1994年アンコール地域管理法に基づき、アンコール地域における持続可能な様々な開発プログラム並びに観光プログラム及び活動計画の実施を学習することである (同条第4項)。第五に、1994年アンコール地域管理法に基づき、アンコール遺跡の緩衝地帯の基準に沿って住宅地やホテル等の建設を管理することである (同条第5項)。第六に、現行法令に従ってアンコール遺跡の保護及び開発のための投資等を探求することである (同条第6項)。第七に、アンコール遺跡における住民の貧困の削減のために王立政府の方針の実施に携わることである (同条第7項)。第八に、アプサラ機構の方針や目的に従って、関連州の権限管轄や国内・国際機関に協力することである (同条第8項)。

アップサラ機構には、8つの局がある。①財務・会計局、②総務・人事局、③観光開発・文化局、④遺跡保護・救出考古学局、⑤土地管理・都市遺産・地域社会局、⑥公共秩序局、⑦水・森林・インフラ管理局、⑧研究・研修・コミュニケーション局である。以下の写真②の組織図では、組織全体の構造が示されている。

写真②：アップサラ機構の組織図 [出典：アップサラ機構]⁸



3. アンコール遺跡周辺の土地

3.1. ゾーン1とゾーン2は国有地か？

国際法として、1972年のユネスコ総会で採択された世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約がある。それを受けて、カンボジアは、アンコール地域の管理に関して以下のような法令を整備した。

カンボジアは内戦の終結後、1993年の憲法（以下「93年憲法」という）により国を再建した。93年憲法第58条は、所有権に関して、「土地、地下、山、海、海底、海底深部、海岸、空、島、大小の河川、湖沼、森林、天然資源、経済・文化施設、国防基地および国有であると定めるその他の建造物などは、国有財産とする。国有財産の管理、使用および処分は、法律で定める。」と規定している⁹。

前記2.2. のとおり、1994年のアンコール地域の決定及び管理に関する勅令が制定され、第2条において世界文化遺産に5種類の保護区が設けられた。

1996年の国家遺産の保護法第1条に、国家文化遺産を保護する目的を掲げている。アンコール遺跡はアップサラ機構の管轄の下にある（同法第5条第2項）。保護対象となる遺跡の範囲を示す地図上の境界等は勅令に委任されている（同法第6条）。世界文化遺産の売買や破壊を行った者は、6か月以上5年以下の禁錮及び金銭的な罰

⁸ <https://apsaraauthority.gov.kh/apsara-authority-main/organisation-structure/>, 2023年11月7日最終閲覧。

⁹ 傘谷祐之「カンボジア王国」鮎京・四本・浅野編『新版 アジア憲法集』（明石書店、2021年）186頁。

則も受ける（同法第63条）。

2001年の土地法第15条は、政府及び公的法人の公有財産となる不動産について詳細に列挙している。同条第6項には、考古学的、文化的及び歴史的遺産が掲げられている。政府の公有不動産は、譲渡不能であるが、一時的かつ不確定的で、取消可能な占有又は使用権限の対象となる場合がある（同法第16条）。

以上の法令を確認したが、問題となっているゾーン1とゾーン2が国有地や国有財産であるということは法令上に明記されておらず、解釈に委ねられるものと考えられる。一方、2004年の第70号政府決定（以下「第70号決定」という。）では、アンコール遺跡のゾーン1からゾーン5までの土地利用について定められており、ゾーン1とゾーン2に位置する土地は全て国有財産であると明確にされている。しかしながら、実際には、アンコール遺跡のゾーン1とゾーン2の土地について、国有地としての登記はされていない。

3.2. 土地の処分権の制限

前記3.1. で述べたように、アンコール遺跡のゾーン1とゾーン2は国有地として取り扱われている。第70号決定の第1条によれば、アンコール遺跡におけるゾーン1及びゾーン2の土地の全ては、国家の公的な財産として、アプサラ機構が管轄している。また、第70号決定の第2条では、ゾーン1及びゾーン2の土地について、次の3点を規制している。第一に、昔から住宅を有する住民は、追い出されず、引き続き住むことができる。第二に、古くからの住民が建て替え又は改築したい場合、事前にアプサラ機構からの許可を取得する必要がある。第三に、当該土地の処分に関しては、相続又は同じ村の住民と交換することができる。ただし、民間企業や個人と売買することはできない。

アプサラ機構作成の第70号決定に関する正式な説明書によれば、アンコール遺跡のゾーン1及びゾーン2の土地内における建設の許可はアプサラ機構の管轄であり、次の3つの条件がある。①昔から住宅があること、②保護区に住宅があること、③現在まで住み続けていることである¹⁰。建設や解体の許可申請の手続に関しては、市区村長による移住証明書を発行してもらい、30日前までに申請書をアプサラ機構に提出する必要がある。

第70号決定を受け、アプサラ機構とニュージーランド政府は、2006年から2013年まで「Design of Land use and Registration Plans」というプロジェクトを実施していた¹¹。同プロジェクトの目的は、住民の土地の用途に従って、当該土地の区画を確認及び測定し、長く住んできた住民に占有証明書（Land Occupancy Titles）を発行することである。その占有証明書は相続人に譲渡することができる。2013

¹⁰ អាជ្ញាធរអប្សរា, សកលាវស័ណ្ណ ចម្លើយសើម្បីស្វែងយល់អំពីសេចក្តីសម្រេចលេខ៧០សស ចុះថ្ងៃទី១៦ ខែវិច្ឆិកា ឆ្នាំ២០០៤ (アプサラ機構「第70号の決定に関する説明書」2007年)。

¹¹ UNESCO, *supra* note 2, p56.

年の時点では、Rohal 村、North Srah Srang 村、South Srah Srang 村、Phloun 村、Leang Dai Village 村の 5 村で計画を完了し、さらに、10 村まで拡大されていた。現在も実施しているかについては情報がなく、不明である。

3.3. 何が起きているのか？

前記 3.2. で述べたように、アンコール地域には昔から住み続けている住民がいる。この住民はアンコール遺跡を築いた人々の子孫であると言われている¹²。この住民の特徴として、シェムリアップの方言を話すことが挙げられる。現在でもシェムリアップ州の人は、首都プノンペンや他の州のカンボジア人と全く違う話し方をしている。一方で、アンコール地域に新しく居住する者は、州外からの市民が圧倒的に多くなっている。

2005 年までのアプサラ機構の統計によれば、10 万人の住民がアンコール地域に住んでいた¹³。2005 年以降の住民数のデータは入手できなかったが、他の州から流入する住民も著しく増加している¹⁴。2023 年現在の状況としては、村の規模及び住民の数が徐々に拡大している。

その要因は、次の二つである。一つ目は、世界遺産として登録される前から住んでいる住民が結婚し、子供を産むことにより家族が増えることである。二つ目は、アンコール地域に昔から住んでいる住民ではなく、世界遺産として登録された後に新しく住み始めた住民の数が増えることである。

シェムリアップ州は、空港があるため、ベトナムやタイからのパッケージツアーにアンコール遺跡の観光が組み入れられ、外国からの観光客が訪れやすい場所となっている。アンコールワット周辺に住んでいる住民は、生活のため土産等を販売している。また、2008 年頃には一時その周辺の土地の価格が高騰し、本来売買禁止の土地が売買されるというあり得ない事態も生じていた。このような状況の下で、新しい住民の増加は続いているが、その結果、アンコール遺跡を崇拝するという価値観が変わっていくことに繋がるのではないかという懸念がある。

写真③の赤い部分は 2022 年 8 月からの不法居住者問題解決キャンペーンで引越しの対象となった違法建設を示している。青色の線はゾーン 1 の範囲を示しており、その外側（下部）はゾーン 2 である（写真③の更に外側が紫色の線で囲まれている）。

このような住民の増加に伴う違法建設の拡大は、アンコール遺跡に悪影響を与えると言われている。そのため、世界遺産登録の際に条件となっていた適切な保護管理に反しており、ユネスコからアンコール地域における違法建設に関する要請書を受理している。そのままの状態が続くと、アンコール遺跡は世界遺産から抹消される可能性がある。

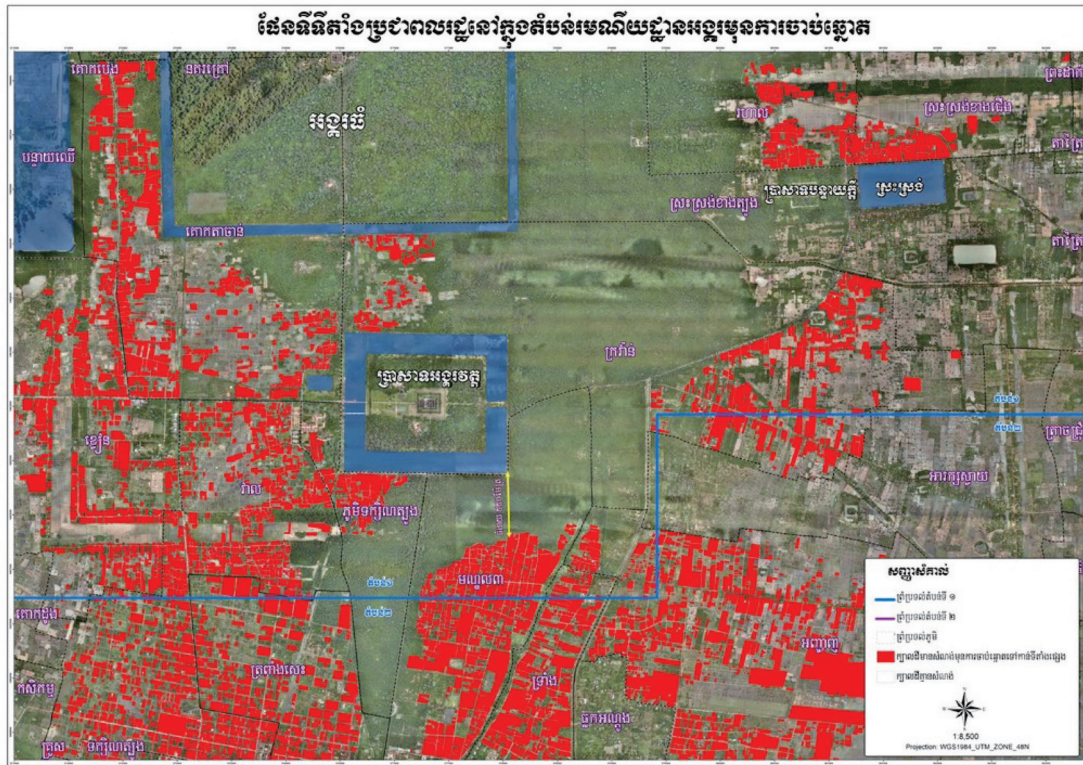
¹² KY・前掲注 2)、APSARA・前掲注 2) 18 頁。

¹³ APSARA・前掲注 2) 70-71 頁。

¹⁴ APSARA・前掲注 2) 70-71 頁。

写真③：引っ越しの対象となった土地の地図

出典：チア・ソパラ副首相の公式Facebook ページ¹⁵



4. 問題点の認識

4.1. 法的な問題

まず、法的な問題については、次のとおり4つのポイントがある。

第一に、遡及効の問題である。93年憲法第160条は、「カンボジアにおける法律その他の規范文書はすべて、〔その規范文書が〕国有財産、権利、自由および法律にもとづいた適正な個人の財産を保障することができ、かつ国益にとって適切であるときは、この憲法の精神に反する規定を除いて、新たな文書が〔その規范文書を〕改めまたは廃止するまでなお効力を有するものとする」と規定している¹⁶。一方、第70号決定では「昔」という表現を使用しており、明確な基準は示されていないが、世界遺産として登録される前を意味するものと考えられる。そこで、アンコール遺跡のゾーン1とゾーン2の住民が、世界遺産に登録された1992年より前から住んでいた場合に、1993年に制定された憲法の効力が遡って生ずるのかという問題である。

第二に、土地処分権の制限根拠である。土地の処分権は所有権の一部であるにもかかわらず、法律によることなく、単なる政府決定によって制限されている。憲法第

¹⁵ www.facebook.com/search/top?q=ឆា%20សុផារ៉ា-chema%20sophara , 2023年11月7日最終閲覧。

¹⁶ 傘谷・前掲注9) 203頁。

40条は、「適法な状況で居住する市民の自由は、尊重する。」(第1項)、「住居を侵されない権利を保有すること(略)は、保障する」(第2項)、「住居、家具・備品、物および個人の身体の搜索は、法律の定めにしたがって行わなければならない。」(第3項)と規定¹⁷しており、住居に関する権利を保護している。住民の権利に対する制限は本来なら法律により定めるものであって、単なる首相による2004年第70号決定という形で制限することができるのかという憲法上の問題もある。

第三に、土地の処分権制限の範囲である。所有権には、利用・占有・処分という三つの基本的な権利が含まれている。3.2. で触れた第70号決定によれば、土地の利用・占有に関しては、一定の制限を受けるものの、特段の問題はないと考えられる。しかし、土地の処分権については、「相続」と「交換」のみが認められ、「売買」は禁止されている。さらに、ここでいう「相続」が民法上の概念と一致しているのかも不明である。例えば、同じ村に相続人がおらず、他の州に住んでいる相続人が相続した場合にも許容されるのかは明確でない。また、「交換」の場合も、同じ村の住民に限定されており、土地の処分権は広く制限されている。

第四に、公訴時効の問題である。仮にアンコール遺跡のゾーン1とゾーン2が国有地であると解釈した場合、公訴時効の面からも疑問が生じる。例えば、国有地に居住して20年以上経っているのに、これまで権限官署から犯罪に該当するとの指摘がなく、起訴もされていない¹⁸。なお、国からの正当な補償は、新しい村の土地との交換を行う政策のみに限られている。

4.2. 行政上の問題

次に、行政上の問題について、次の3点を挙げることができる。

第一に、シエムリアップ州政府とアプサラ機構の管轄に対する認識が不足していることである。アプサラ機構は、保護区における建設や解体の許可書を付与する権限を有する。一方、保護区でない場所は、シエムリアップ州知事の管轄になる。2022年7月20日にフン・セン首相(当時)は、アプサラ機構の管轄となるアンコール地域の不法居住問題解決チームに関する決定書を発令した。同チームは、会長が国土整備・都市計画・建設大臣(チア・ソパラ副首相)、副会長が文化芸術大臣であり、メンバーにはアプサラ機構の職員も含まれている。同チームの会長であるチア・ソパラ副首相は、同発令に基づき、同年8月22日にシエムリアップ州でアンコール地域の不法居住問題解決キャンペーンを開始した。チア・ソパラ副首相の発言によれば、「違法な建設が8,448件あり、2022年の半年だけで、2,080件が新たに発生している。これは保護区の管轄に対する州政府の認識不足に起因している。シエムリアップ州政府が2022年7月22日に発出した第412/22号のレターは、シエムリアップ州知事からアプサラ機構に対し、アンコール遺跡における建物の新設

¹⁷ 傘谷・前掲注9) 183-184頁。

¹⁸ 国家遺産の保護法第63条では、許可なく国家遺産の販売、輸出、移動、破壊等をした場合、6か月以上5年以下の禁錮刑及び罰金に処するとされている。

の禁止を撤廃するように求める内容であった。このレターが発出されてから、2か月だけで新たな建設が398件も増えているため、レターを廃止すべきである。」との問題意識が示されている。また、政府の方針として、遅滞なく移転先への引っ越しを進め、新しい建物の建設中止を求めるとともに、一切の法的な所有権を付与しないことにも言及した。

第二に、土地の総合的な計画の策定や土地基本情報の整備に関する管理等がされていないことである。例えば、ゾーン1とゾーン2の地図を示す看板が適切に立てられていない。アプサラ機構は住民が理解できるように、ゾーン1とゾーン2において看板を立てる役割を担っているが、当該ゾーンの土地は農地としても利用されている。看板の設置について記載された文献はないが、世界遺産が登録されてからすぐの実施ではなく、ゾーン全体への看板の設置は2000年から実施を進めていると言われている。

第三に、2013年までのデータによれば、アプサラ機構の60プロジェクトのうち大部分は、寺院、水道システムなど、アンコール遺跡にある建造物の修理やインフラ管理等が中心であり、住民・文化を対象とするプロジェクトは三つだけであることである。その三つのプロジェクトは、1) Design of Land use and Registration Plans, 2) Khmer Habitat Interpretation Center, 3) Education on Heritage である¹⁹。このように、住民・文化を対象とするプロジェクトは少なく、アンコール遺跡周辺の建物も適切に管理されていない状態となっている。

写真④：アンコール地域周辺の家（2022年8月撮影）
（建物が適切に管理されておらず、不衛生であり、道も歩くことができない状態）



¹⁹ UNESCO, *supra* note 2, pp54-56.

5. これまでの解決策

5.1. 新しい村への引っ越しの支援

前記4.2. で触れたように、ユネスコからの要請書を受け、カンボジア政府は速やかに対策を打ち出した。2022年7月20日の決定書により、アンコール遺跡周辺の違法建造物の撤去について取組を行うためのチームを任命した。現場実施チームのメンバーは、国土整備・都市計画・建設省（以下「MLMUPC」という。Ministry of Land Management, Urban Planning, and Construction）の職員491名、MLMUPC州・地方局（Provincial and Municipal Departments）の職員461名、アプサラ機構の職員352名、環境省の職員180名、社会問題・退役軍人・青少年更生省の職員32名、シェムリアップフン・センテチャーエンジニアチーム420名、シェムリアップ州の市区村の職員であった。合計して、約1,900人の本省職員の力が費やされた。本来それぞれの職員は本省の仕事に携わっているが、アンコール遺跡の不法居住問題の解決作業のために派遣された。出張代等は国の負担になっている。この問題の解決は、本来アプサラ機構の役割であった。2023年10月20日までの成果として、①土地の測定作業、②建物の解体作業、③移転先の土地の抽選作業が進められ、9,896家族が抽選を実施し、そのほとんどが移転先への引っ越しを行った²⁰。建物の解体作業の中では、考古学的に重要なものも発見された。

住民への手当支給及び貧困証明書の発給も行われ、新しい貧困証明書が6,904家族に発給された。そのうち、貧困証明書のレベル2からレベル1²¹への変更は、1,671家族であった。引っ越しの住民に対するカンボジア政府からの支援政策としては、食事の支援、住宅建設の支援及び社会的な手当がある。食事の支援は、お米50キロ、麺6ケース、魚の缶詰100缶、50ドルの支給である。住宅建設の支援は、家の建設手当250ドル、トイレ建設手当50ドル、亜鉛板30枚である。そして、社会的な手当は、全ての家族に貧困証明書レベル1の支給をすることである。

²⁰ MLMUPC が作成した報告書（2023年9月）。

²¹ 社会問題・退役軍人・青少年更生省の貧困層レベル1及びレベル2の支給金額の決定（4,000リエルは、百円くらい）。

	対象の種類	貧困層レベルによる1ヶ月の手当	
		レベル1	レベル2
1	家族に対する支給	120,000リエル	120,000リエル
2	各家族のメンバー	52,000リエル	36,000リエル
3	0-5歳の児童の家族メンバー	40,000リエル	28,000リエル
4	障がい者の家族メンバー	40,000リエル	28,000リエル
5	60歳以上の家族メンバー	40,000リエル	28,000リエル
6	HIVにかかっている家族メンバー	40,000リエル	28,000リエル

(写真⑤⑥)：2022年8月の引っ越しのための作業 (左：土地測定、右：移転先の抽選)



政府が準備していた移転先の新しい村は二つある。ルンタイ自然村に1,046ヘクタールの規模があり、6,005筆、ペアック・サネン村は1,410ヘクタールの規模があり14,947筆が用意され、合計して2,456ヘクタール20,952筆ある²²。最初は、2010年頃に設置されたバンテアイ・スレイ市のルンタイ自然村 (Run Ta Ek 村) だけであった。その後、2022年に、ルンタイ自然村が限界となり、新しくアンコールトム市のペアック・サネン村 (Peak Sneang Village) が設置された。前者のルンタイ自然村は、インフラ開発、学校建設、保健センター建設、市場建設、寺院建設、ごみ処理場建設、植林、電気システム整備、浄水システム整備、電話サービス整備、農業セクター支援が行われている。後者のペアック・サネン村でも、ルンタイ自然村と同じく、インフラ開発、学校建設、保健センター建設、市場建設、寺院建設、ごみ処理場建設、植林、電気システム整備、浄水システム整備、電話サービス整備、農業セクター支援が行われている。二つの村は、アンコールワットから20kmであり、新しいシェムリアップ・アンコール国際空港から12kmである。

ルンタイ自然村に引っ越しをした家族については、フン・セン首相 (当時) が3回訪問している。一回目の訪問は2022年9月13日に1,117家族、二回目の訪問は同年10月1日に2,853家族、三回目の訪問は同月21日に1,895家族と会っている。また、ペアック・サネン村に引っ越しをした家族については、同月22日に3,311家族がフン・セン首相に会っている。首相からは、住民に対して引っ越しへのお礼が語られた。その後、2023年12月8日、フン・マネット首相 (現職) はルンタイ自然村に引っ越しをした家族を訪問し、同村における土地の所有権証明書を4,554家族に付与した。このまま違法建設が続けば、ユネスコの世界遺産を保護する義務に違反することになる。そのため、住民の引っ越しが促進されるよう、143kmの道路を造った後、コンクリート道路として整備する予定にも言及された。

²² MLMPUC が作成した報告書 (2023年11月まで)。

激しくなる。政府側も結局、引っ越しが任意か強制かについて、立場が明確となっていない。アンコール地域の不法居住問題に対する政府の対策は相応に講じられてきたが、抗議デモの発生により、その実施が緩和されるという実態がある。

写真⑩：副首相と文化芸術大臣のバンテアイ・スレイ市 Phreh Dak 区のデモ住民への対応
(2022年10月7日撮影)



6. 若干の分析・まとめ

本稿は、アンコール遺跡のゾーン1とゾーン2に住んでいる不法居住者の問題に関して検討を試みた。発展途上国における世界遺産の保護は、世界遺産を保護しながら、住民の経済活動や都市開発との両立に立ち向かう必要がある。アンコール遺跡もその一例である。アンコール遺跡の特別な事情としては、世界遺産に登録された後も、昔からの住民を追い出さず、占有を認める一方で、所有権の付与を認めていないことがある。この問題は長年の課題であり、違法建造物の撤去が「アンコール地域からの難民」を生み出しているという住民からの批判を受けながら、政府は「適切な環境で家を立てること、かつ、移転先で法的な所有権を付与すること」という方針であり、対立が続いているが、政府の強権的な姿勢は、一時的なものであるように見受けられる。

最後に、以下の2点を若干の分析とまとめとして残したい。

第一に、不法居住問題を取り巻く様々な問題点の概括である。法的な問題については、遡及効、土地処分権の制限根拠、土地の処分権制限の範囲、公訴時効等の問題がある。行政上の問題としては、アプサラ機構とシェムリアップ州政府との管轄権限に対する認識不足、アプサラ機構の機能不全及びプロジェクトのインフラ分野への集中という

問題が生じている。また、政治的にも、不法居住問題解決チームの対策の実施と抗議デモへの対応という問題がある。同チームがゾーン1とゾーン2における土地の所有者を確認する目的で行っている測量や調査作業は、最も基本的な情報を整備する重要な作業である。このような情報を生かすことも今後検討していくべきである。アンコール地域の不法居住問題は、法的な問題だけでなく、行政上の問題もあり、更に政治的な問題も絡み合っており、解決に至るまで長い道のりになると思われる。現在の不法居住問題への対応は、住民を不安定な状況に陥らせており、同チームの対策に対する信用性も非常に低いものと推認されるアップサラ機構についても、政府から独立している組織とは言えず、抗議デモの発生により対応が変化するなど、その作業が抜本的な問題解決につながっているようには見受けられない。

第二に、問題点を踏まえて再検討すべき課題についてである。まず、インフラ分野以外を対象にするプロジェクトを強化するべきである。これまでは寺院の修復プロジェクトなど、インフラ分野を中心にプロジェクトを実施してきたが、ゾーン1及びゾーン2における住民を対象としたプロジェクトに目を向けるべきである。住民がアンコール遺跡を生き物として成り立たせており、文化を支える伝統的な行事等を継承していくからである。また、それによって観光地としての価値も上昇する。例えば、アンコール遺跡の周辺にある伝統的な家屋スタイルの見本の作成、Ang Chu Lean氏を中心とした考古学者グループの作成、シェムリアップ州の方言を公的に認証すること、年間の伝統的な行事のスケジュールを作成すること等も考えられる。現在のところ、バンテアイ・スレイ市 Phreh Dak 区がその先行的な例として挙げられる。昔からの景観を保存しながら、地元の伝統的な料理やお菓子が有名となっている。すなわち、新しい移転先の村よりも、遺跡周辺の伝統的な村を大事にするべきである。次に、アンコール遺跡が世界遺産として登録され続けるためには具体的に何が必要なのか、その条件を再検討するべきである²³。「人数」という観点からは、例えば、1992年に夫婦2人がいて、2人の子供がいた場合、30年後には、その2人の子供が他州の人と結婚して、それぞれ2人ずつの子供がいるとすると、合計して10人になる。これは、当初の夫婦2人から5倍になる。このように、アンコール地域の人口は自然に増えていくため、住民にとって合理的な条件となるよう検討されることを期待したい。場合によっては、国際法上の観点からも解決策を検討していく必要があることについて、今後の課題として指摘したい。

以上のとおり、アンコール遺跡の将来に向けて、住民の現況に応じた更なる改善策がとられることを期待したい。

²³ 2023年11月のアムネスティ・インターナショナルの報告書では、ユネスコに対しても、カンボジア政府が行っているアンコール遺跡周辺の住民の移転について適切に対応していないとの批判がされている。同報告書については、<https://www.amnesty.org/en/documents/asa23/7374/2023/en/> を参照。